

● 町民税・県民税の納税義務者など

1 納税義務者(町民税・県民税を納めていただく方)と納めるべき税額

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割	所得割
1月1日(賦課期日)に、町内に住所がある方	○	○
1月1日に町内に事務所、事業所または家屋敷があり、町内に住所がない方	○	—

2 町民税・県民税の均等割と所得割のいずれも課税されない方

(1) 1月1日に生活保護法によって生活扶助を受けている方

(2) 前年中の合計所得金額(注1)が135万円以下で次に該当する方

ア 障害者……精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳の交付を受けている方など精神や身体に障害のある方(前年12月31日の現況により判定)

イ 未成年者……満20歳未満の方(平成13年1月3日以後に生まれた方)

ウ 寡婦……次のいずれかに該当する方

(ア) 夫と死別又は離婚した後婚姻をしていない方や夫が生死不明な方で、扶養親族などがいる方

(イ) 夫と死別後婚姻をしていない方や夫が生死不明な方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方

エ ひとり親……婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない方のうち、次のすべてに該当する方

(ア) 事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる一定の人がいない方

(イ) 前年中の合計所得金額が500万円以下の方

(ウ) 前年中の総所得金額等(注2)が48万円以下の生計を一にする(日常生活の生活費などを共にしている)子がいる方

(3) 扶養家族(注3)がなく、前年中の合計所得金額が28万円+10万円以下の方

(4) 扶養家族があり、前年中の合計所得金額が次の金額以下の方

$$28\text{万円} \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10\text{万円} + 16.8\text{万円}$$

(注1)「合計所得金額」とは、損失の繰越控除前の総所得金額、株式等の譲渡所得等金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税の譲渡所得の金額、山林所得金額及び退職所得金額(分離課税分を除きます。)の合計額をいいます。

(注2)「総所得金額等」とは、上記の「合計所得金額」の説明文の「損失の繰越控除前」を「損失の繰越控除後」と読み替えたものをいいます。

(注3)控除対象配偶者や扶養親族(年齢16歳未満の方を含みます。)をいいます。

3 町民税・県民税の所得割が課税されない方

(1) 扶養家族がなく、前年中の総所得金額等が35万円+10万円以下の方

(2) 扶養家族があり、前年中の総所得金額等が次の金額以下の方

$$35\text{万円} \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10\text{万円} + 32\text{万円}$$

● 税額の計算及び税率

1 税率

均等割	町民税	県民税
	3, 5 0 0 円	2, 5 0 0 円

※岐阜県では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年度から県民税の均等割額に年1, 0 0 0 円を加算してご負担いただいております。

※東日本大震災の教訓をふまえた防災施策の財源を確保するため、均等割額が1, 0 0 0 円(町民税5 0 0 円・県民税5 0 0 円)引き上げられています。

(1) 総合課税の所得割の税率

所得割	町民税	県民税
	6 %	4 %

(2) 分離課税による所得割の税率

分離課税の区分		町民税	県民税
課税短期譲渡所得		5. 4 %	3. 6 %
課税長期譲渡所得		3 %	2 %
優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得	2 千万円以下の部分	2. 4 %	1. 6 %
	2 千万円超の部分	3 %	2 %
居住用財産に係る課税長期譲渡所得	6 千万円以下の部分	2. 4 %	1. 6 %
	6 千万円超の部分	3 %	2 %
株式等に係る譲渡所得等	一般分	3 %	2 %
	上場分	3 %	2 %
課税山林所得金額		3 %	2 %
先物取引所得		3 %	2 %
上場株式等の配当所得		3 %	2 %

2 税額の計算方法

均等割額
6, 0 0 0 円
+
所得割額
(前年中の所得金額－所得控除) × 税率－調整控除(税額控除など)
税額

● 申告について

1 月 1 日現在に町内に住所がある人は、次に該当する人を除き、3 月 1 5 日までに申告書の提出が必要です。

- 1 所得税の確定申告をした人
- 2 前年中の所得が公的年金等にかかる所得のみの人
- 3 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている人

※ ただし、所得控除を受けようとする場合は、申告書を提出する必要があります。

● 納税について

町県民税の納税のしかたは、普通徴収と特別徴収があり、いずれかによって納税することになります。

1 普通徴収

事業所得者などの方は、年4回に分けて納付していただくことになります。

納税通知書は、通常6月中旬頃に送付します。納期限は、以下のとおりです。

期数	納期月
第1期	6月
第2期	8月
第3期	10月
第4期	1月

※ 納期限は、それぞれ月の末日です。

納期限が日曜・祝日の場合は、その翌日、土曜の場合は、翌々日となります。

2 特別徴収

給与所得者の方は、給与の支払者(特別徴収義務者)が町から通知する特別徴収税額通知に基づいて、毎月の給与から税額を天引きして、それを翌月10日までに町へ納入していただくことになっています。

6月から翌年5月までの12ヶ月で徴収することになっています。

3 公的年金からの特別徴収

65歳以上の公的年金受給者の公的年金等所得に係る町県民税は、年金の支払者が町からの通知に基づき、年金の支払いの際に年金から天引きしての納付していただきます。

(1) 対象となる人

毎年4月1日現在、65歳以上で公的年金等(老齢基礎年金等)の支払を受けている人のうち、前年中の公的年金等所得に係る町県民税の納税義務のある人

ただし、次に該当する人は特別徴収の対象となりません。

ア 公的年金等の年額が18万未満である人

イ 介護保険料が年金から特別徴収されていない人

ウ 特別徴収となる町県民税額が、公的年金等の年額を超える人

(2) 対象となる税額

公的年金等の所得に対する所得割額及び均等割額

※公的年金以外(給与所得や事業所得等)の所得に対する税額は、給与からの特別徴収又は普通徴収となります。

(3) 公的年金からの特別徴収の徴収方法

ア 今年度から新たに公的年金から特別徴収される人

	普通徴収		特別徴収		
月	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
納付額	年税額÷4ずつ		年税額÷6ずつ		

イ 前年度から引き続き公的年金から特別徴収される人

	仮徴収			本徴収		
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	(前年度分の年税額÷2)÷3ずつ			(年税額－仮徴収額)÷3ずつ		